

D1-013 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<b>【契約／全般(文言上対等な契約書)】</b>  次の記述内容は適切か？ 契約する相手との力関係において不利な当事者は、契約当事者間に生じる不平等を極力なくすために、文言上対等な契約書を締結するよう、チェックを怠るべきではない。	不適切である。 文言上対等な内容であるかどうかではなく、実質的に不利にならないように注意すべきである。例えば、ある製品のメーカーであるA社とその顧客であるB社が共同研究契約を結び、その契約内容が文言上は対等に「研究成果については双方自由に第三者に実施させることができる」としていたらどうなるであろうか？共同研究が終了後、B社はA社以外に製品の発注をし、A社には何も注文が来なくなった、ということが起こり得る。
D1-014 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<b>【契約／収入印紙】</b>  次の記述は適切か？ ①特許権譲渡契約書や には収入印紙の貼り付け ②著作権譲渡契約書や には収入印紙の貼り付け	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #e0e0e0;">  </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">権実施 作権 許諾契 約</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">第16回(特許)問131に関連</p>
D1-015 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<b>【契約／用語(解除と解約)】</b>  契約の「(①)」とは、一般的には契約の有効期間中に契約を終了させることをいうが、民法における「(①)」とは、現存する契約に対して、契約当事者の一方の意思表示により、その契約が初めからなかったものとして効力を失わせることをいい、契約当事者は、相手方に対して、(②)の義務を負う。民法上、契約の(①)は法律上または契約上の要件を満たした場合に可能となる。 一方、契約の「(③)」は、契約の当事者の一方が将来に向かって契約の効力を失わせ、消滅させる意思表示を意味する用語として使用されることが多い。	①解除 ②原状回復 ③解約  * 一般的には契約の解除と解約は、同義として用いられることもあり、必ずしも厳密に区別して使用されているものではない。
D1-016 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<b>【契約／契約解除】</b>  次の記述内容は適切か？ ①民法541条によれば、当事者の一方による履行遅滞が生じた場合には、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。 ②催告を不要とする特約も契約自由の原則から許される。例えば甲と乙との契約において、「乙が本契約の各条項に1つでも違反したときは、甲は催告を要しないで本契約を解除することができる」という旨の条項は、乙には厳しい内容にも見えるが、無効となるものではない。	①、②とも適切である。 民法541条によれば、当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。  第12回(コン)問16に関連